

第五十五回 参議院商工委員会會議録第十一号

昭和四十二年六月十五日(木曜日)

午後一時十四分開会

委員の異動

六月十四日

辭任 龜田 得治君

補欠選任 竹田 現照君

六月十五日

辭任 大矢 正君

補欠選任 龜田 得治君

出席者は左のとおり。

委員長 鹿島 俊雄君
理事 井川 伊平君
近藤英一郎君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君
上原 正吉君
宮崎 正雄君
龜田 得治君
小柳 勇君
近藤 信一君
椿 繁夫君
鈴木 一弘君
向井 長年君

委員

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君
國務大臣 二階堂 進君

政府委員

科学技術庁長官 小林 貞雄君
官房長 村田 浩君
科学技術庁原子力局長 新谷 正夫君
法務省民事局長 栗原 祐幸君
通商産業政務次官

通商産業省企業局長 熊谷 典文君

通商産業省纖維局長 乙竹 虔三君

通商産業省鉱山局長 両角 良彦君

通商産業省鉱山局長 影山 衛司君

中小企業庁長官 小田橋貞壽君

事務局側 常任委員会専門員

説明員 国税庁調査査察部長 田代 一正君

農林省農林経済局長 内村 良英君

局参事官

本日の会議に付した案件

○特定纖維工業構造改善臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○石油開発公団法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業振興事業団法案(内閣送付、予備審査)

○原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣送付、予備審査)

○商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告いたします。

昨日、亀田得治君が辞任され、その補欠として竹田現照君が選任されました。また、本日、大矢正君が辞任され、その補欠として亀田得治君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、特定纖維工業構造

改善臨時措置法案、石油開発公団法案、中小企業振興事業団法案、以上三案を便宜一括して議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。菅野通商産業大臣。

○國務大臣(菅野和太郎君) ただいま御提案になりました法案について御説明を申し上げます。

まず、最初に特定纖維工業構造改善臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の纖維工業は、国民の衣料及び生産用資材を供給するとともに、多額の輸出を行なうことにより国民経済全体の発展に大きな役割りを果たしてきた重要産業であります。しかるに、最近わが国の纖維工業を取り巻く内外の経済的環境は、一段ときびしさを加えるに至っているものであります。すなわち、国内におきましては、若年労働者を中心とする労働力需給の逼迫と、これによる賃金の急上昇によって労働集約的産業である纖維工業の存立の基盤に重大な影響を与えかねない情勢になっており、また、複合纖維化の進展は、従来の纖維工業の供給構造に革新をもたらそうとしております。

外国に眼を転じますと、発展途上国における纖維工業の目ざましい発達によって、従来、海外市場において圧倒的地位を誇っていたわが国の纖維製品が次第に後退を余儀なくされつつあります。この間にあって先進諸国によるその纖維工業の構造改善策が相当の効果をあげつつあることは、一方では、わが国にとって楽観が許されないできごとでありますとともに、他方、わが国纖維工業の構造改善の早期実施に対する教訓を与えるものと申せましよう。

ひるがえって、わが国の纖維工業は、過去十数年にわたって公的規制のもとに置かれてきたのであります。この間において、企業数の過多、企

業規模の過小と設備過剰の事態は改善されず、依然として過当競争を繰り返し、このため収益力の低下により近代化投資の著しい遅延をもたらした、これが国際競争力を低下させるという悪循環に陥ちております。

纖維工業に見られるこのような事態は、国民経済全体の立場から見て放置し得ないものであり、早急にその国際競争力の強化をはかるため、その構造改善対策を早急に樹立すべく、一昨年十二月に通商産業大臣の諮問機関である纖維工業審議会及び産業構造審議会に対し、「纖維工業の構造改善対策はいかにあるべきか」との諮問をし、その後両審議会において鋭意審議が行なわれた結果、昨年九月には、特に対策実施の必要性が大きく、業界のこれに対する熱意が旺盛であり、かつ、対策についての準備の整いつつある紡績業及び織物業についての答申を得ることができたのであります。その後、政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重し、必要な施策の内容及びこれに対する助成措置について鋭意検討を加えました結果、昭和四十二年度を初年度として、ほぼ答申の趣旨を体した施策を実施するのに必要な予算等の措置を講ずることとなりました。これにあわせ、この施策を実施するのに必要な法的裏づけを得るため、特定纖維工業構造改善臨時措置法案を作成し、提案することとなった次第でございます。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。第一は、その対象業種としては、纖維工業の中心的業種である特定紡績業、すなわち綿糸、スフ糸、合纖糸及び混紡糸を製造する紡績業と特定織物業、すなわち綿スフ織物業及び絹人織織物業としております。

第二は、特定紡績業の構造改善について、通商産業大臣が設備の近代化、生産または経営の規模

の適正化、過剰設備の計画的な処理、その他構造改善に関する事項について特定紡績業構造改善基本計画及び毎年の実施計画を定めるものとして定めるのであります。そして、政府はこの実施計画に定める設備の近代化等の事項に資金の確保につとめ、また基本計画に定める過剰設備の処理に關し課税の特例を認めることとし、一方その施策を講ずるにあたり関連労働者の職業の安定につき配慮するものとしております。

第三は、特定紡績業の構造改善に関する措置のうち、過剰設備の計画的な処理に關しましては、通商産業大臣が特定紡績事業者に対し、その特定紡績機の織維工業構造改善事業協会への一括売り渡し等に関する共同行為を指示することとし、さらに、共同行為の指示の後、特に必要ある場合には、特定紡績機の処理に關する命令をすることが出来るものとしております。

第四は、特定紡績業の構造改善について、特定織布業商工組合がその地区内の組合員の設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産または経営の規模の適正化等の構造改善に関する事業の実施のため特定織布業構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができるものとしております。そして、政府は、承認を受けた計画に従って実施する事業について資金の確保につとめ、設備処理の事業につき織維工業構造改善事業協会を通じて補助金を交付することが出来るものとし、また、特定織布業商工組合の構造改善準備金への積み立てに關し課税の特例を認めることとし、一方、その施策を講ずるに当たり関連労働者の職業の安定につき配慮するものとしております。

第五は、織維工業構造改善事業協会についての規定であります。協会はこの法律に基づき、業界関係者、関係都道府県知事及び学識経験者が発起人となって定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けて、一を限って設立されるものであり、協会の資本金は、設立の際等に政府が出資する金額をもって構成するものとしております。

次に、業務に關しましては、協会は特定紡績業における過剰設備の処理のための特定紡績機の買い取り及び廃棄、特定紡績業及び特定織布業の事業廃止者からの設備の買い取り及び廃棄、特定紡績業にかかると納付金の徴収、特定織布業構造改善事業に必要な資金調達をはかるための保証及び融資、その他構造改善に関する業務を行なうものとしております。協会の業務のうち特定織布業構造改善事業に必要な債務保証及び融資の業務に關しましては、政府からの出資金及び特定織布業商工組合からの出資金によって構成される信用基金を設けることとしております。また、協会は特定紡績業における過剰設備の買い取り及び廃棄または特定紡績業の事業廃止者からの買い取り及び廃棄の費用に充てるため特定紡績事業者から納付金を徴収することが出来るものとし、その徴収につきましては、強制徴収が出来るものとしております。さらに協会の監督につきましては、その業務の公共的性格から通商産業大臣が監督するものとしております。

第六は、この法律の廃止につきましては、構造改善対策が五年間にわたって実施されることと關連して、昭和四十七年六月三十日まで廃止することとしております。

第七は、本法律の附則により織維工業設備等臨時措置法の一部改正を行なうこととあります。織維工業設備等臨時措置法は、織維工業の合理化等をはかるため、過剰設備の廃棄の促進等に必要措置を講ずることを目的として昭和三十一年に制定施行されたものであります。今回織維工業の構造改善の円滑な実施を確保するため、昭和四十三年九月限りで失効する同法の期間を昭和四十五年六月まで延長すること、昭和四十二年九月限りで統合される紡績機の区分を従来どおり維持すること、第四号の区分に登録された紡績機の一定比率の廃棄を条件としての第一号の区分への変更登録を認めること、過剰紡績機の格納の延長等の改正を加えることとしております。

以上御説明申し上げましたように、織維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみまして、特定紡績業の構造改善をはかるため、特定紡績業にかかると納付金の徴収、特定織布業構造改善事業に必要な資金調達をはかるための保証及び融資、その他構造改善に関する業務を行なうものとしております。協会の業務のうち特定織布業構造改善事業に必要な債務保証及び融資の業務に關しましては、政府からの出資金及び特定織布業商工組合からの出資金によって構成される信用基金を設けることとしております。また、協会は特定紡績業における過剰設備の買い取り及び廃棄または特定紡績業の事業廃止者からの買い取り及び廃棄の費用に充てるため特定紡績事業者から納付金を徴収することが出来るものとし、その徴収につきましては、強制徴収が出来るものとしております。さらに協会の監督につきましては、その業務の公共的性格から通商産業大臣が監督するものとしております。

次に、石油開発公団法案について、その提案理由と法案の概要について御説明申し上げます。エネルギー革命の進展と経済の著しい発展に伴い、石油の重要性が近年とみに高まりつつあることにつきましては、御高承のとおりでございます。すなわち、石油は現在すでに全エネルギー供給の大半を占めるに至っておりますが、さきの総合エネルギー調査会での検討によれば、昭和六十年年度には、その比重は、七五％程度まで高まることと推定されております。したがって、今後この重要な石油の供給をいかに確保していくかは、わが国エネルギー政策の最も重要な課題の一つであるとして過言ではないと存する次第であります。

ひるがえって、わが国の石油供給の現状を見ますと、資源的な制約などもあって、自主的な供給源が乏しく、その必要量のほとんどを外国に依存している状況にあります。このため、供給源が中近東に偏在する等種々の問題を内包しており、低廉かつ安定的な石油供給の確保の見地から、あるいは自主的なエネルギー政策遂行の上から、きわめて大きな問題があると申さざるを得ません。

かかる現状にかんがみまして、長期的な観点から事態の好転をはかるため、わが国自身の手による石油開発を強力に推進し、自主性のある石油供給源を確保することが喫緊の要務であります。加えて、特に海外石油開発の推進は、将来の膨大な石油輸入に伴う外貨の節約にも資し、かつ、発展途上国の経済協力にも寄与するところ大なるものがあると考えます。

政府といたしましては、このような見地から、これまで、国策会社石油資源開発株式会社に対し探鉱資金を供給する等、石油開発の推進につとめ、民間の努力と相まって、相当の成果を上げてまいっております。しかしながら近年におけるわが国の石油需要の急激な増大と、最近における産油地域での諸外国の活動の活発化を考えると、この際、わが国として計画的かつ一元的な石油開発体制を確立し、国の総力をあげて従来にも増して強力に石油開発を推進することがきわめて必要であると痛感されます。このためには、いわば石油開発の推進母体ともいべき機関を設置し、総合的な視野のもとに、石油開発企業に対する投資等の業務を行なわせることが最も適切な方策であろうと存じます。

かかる趣旨にかんがみ、この法律案は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にする等のために必要な業務を行なう石油開発公団を設立し、これに対し国が出資を行なう等所要の措置を講ずるとともに、必要な監督を行なうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。第一に、石油開発公団は、前述いたしました観点に立ち、石油資源開発株式会社を母体とし、機能を大幅に改組して発足するものであり、計画的かつ総合的に海外石油探鉱事業に対する出資及び資金の貸し付け、海外石油探鉱事業にかかる資金についての債務保証、石油探鉱機械の貸与、石油、天然ガスに關する基礎的な調査等の業務を行なうこととしております。

第二に、昭和四十二年度におきましては、これらの業務に對しまして、産業投資特別会計から四十億円の出資を行なうことを予定いたしております。

第三に、役員など公団の組織に關すること、

予算、決算その他の財務及び会計に関すること、
公団の業務についての通商産業大臣の監督等につ
いて規定しております。

第四に、石油資源開発株式会社石油開発公団
への移行に伴い、その移行の円滑化等につきまし
て必要な規定を設けております。

以上、この法律案の提出の理由及びその概要を
御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、
御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、中小企業振興事業団法案につきまし
て、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

申し上げるまでもなく、中小企業は、わが国経
済においてきわめて重要な役割を果たしてあり
ますが、最近の中小企業をめぐる経済環境は一段
ときびしさを増しており、外にあっては資本取引
自由化の要請、発展途上国の進出等による国際競
争の激化、内においては労働需給の逼迫や産業再
編成の影響等、激動する内外の経済情勢に対処す
るため、わが国の中小企業は短期的な構造改善を
迫られております。

政府といたしましては、中小企業の構造改善を
促進するため、従来から各種の施策を実施してま
いりましたが、このような最近の経済情勢の変化
に対処して、わが国の中小企業をより一そう振興
するためには、中小企業の構造改善を推進するた
めの指導と助成を有機的かつ総合的に実施する専
門的な機関が必要であると考えられます。中小企
業振興事業団は、このような要請にこたえるた
め、現行の中小企業高度化資金融通特別会計と特
殊法人日本中小企業指導センターを発展的に解消
し、両者を統合して一つの総合的な機関とするも
のであります。

次に、本法案が規定する中小企業振興事業団の
概要を御説明申し上げます。まず事業団の資本金
としましては、一般会計からの出資金約百四億圓
のほか、中小企業高度化資金融通特別会計の貸し
付け金債権等約百四十億圓と、日本中小企業指導
センターへの出資金約六億圓を引き継いで、合計

で約二百五十億圓を予定しており、役員は理事長
以下七名を予定しております。

次に、事業団の業務といたしましては、中小企
業の構造改善を促進するために必要な事業を総合
的に行なうこととしておりますが、これを法案に
即して御説明いたしますと、まず第一は、指導事
業であります。中小企業の構造改善を促進するた
めには、大企業の場合と異なり、何よりも親身に
なつて相談に応じ、適切な助言を行なうことが大
切であります。事業団は、都道府県と協力して中
小企業者の依頼に応じて必要な指導を行なうこと
としております。

第二は、資金の貸し付けあるいは施設の譲渡事
業であります。事業団は、都道府県の助成を前提
に、都道府県と協力して中小企業者の事業の共同
化、協業化を中心とする構造改善事業あるいは織
布業が産地組合を中核として行なう設備の近代
化、企業の集約化等の構造改革事業に対して長期
、低利の資金の貸し付けを行なうとともに、さ
らに中小企業者の依頼に応じてこれらの事業に必
要な施設の分割譲渡を行なうこととしております。

第三の事業は研修事業であります。企業の発展
をささえるものは、何よりも人でありまして、本
事業団は、中小企業の経営管理の合理化や技術の
向上をはかるため都道府県の指導担当者養成す
るとともに、中小企業者またはその従業員に対す
る研修にも力を注ぐこととしております。事業団
は、以上の業務のほか、これらの各業務を行なう
ための基礎となる中小企業に関する情報の収集や
調査研究を行ない、その成果を広く中小企業者に
普及する事業も行なうこととしております。

本法案は、さらに事業団の借入れ金や債券の
発行等の会計に関する規定を置くとともに、附則
におきまして、中小企業近代化資金等助成法、中
小企業指導法、その他の関連法律につきまして所
要の改正を行なうこととしております。

なお、最後に、本事業団の監督は、通商産業大
臣が責任を持って当ることとしております。

これが、この法案の提案理由及びその要旨であ
ります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、原子力基本法の一
部を改正する法律案、動力炉・核燃料開発事業団
法案、以上両案を便宜一括して議題とし、政府か
ら提案理由の説明を聴取いたします。二階堂科学
技術庁長官。

○国務大臣(二階堂進君) 原子力基本法の一部を
改正する法律案につきまして、その提案の理由及
び要旨を御説明申し上げます。

原子力基本法の制定以来十年余を経た今日、わ
が国の原子力の研究開発はようやくその基盤が整
備され、原子力発電もその緒につく等、実用化の
段階を迎えようとしております。ここに、わが国
における原子力発電の一歩の進展をはかり、エ
ネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保するとと
もに、わが国全般の技術的水準の向上及び産業基
盤の強化をはかるため、新しい動力炉の自主的な
開発が目下の急務となつてまいりました。このよ
うな観点から、この新しい動力炉の開発を国のプ
ロジェクトとして強力に推進するため、関係方面
の総力を結集して総合的、計画的にこれを進める
中核機関として、別途御審議をお願いすることと
している動力炉・核燃料開発事業団を設立するこ
とにいたしました。

なお、従来原子燃料公社が行なってきた核燃料
関係の業務が動力炉開発と有機的に関連するもの
であることを考慮し、これを新事業団に承継さ
せることとし、原子燃料公社は解散することに
いたしました。このような趣旨から、開発機関等に
関し原子力基本法を改正することが必要となつた
のであります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。ま
ず、改正点の第一点は、原子力の開発機関とし
て、新たに設立される動力炉・核燃料開発事業団
に関する規定を置き、原子力基本法上その設立の

根拠を明定するとともに、従来の原子燃料公社に
関する規定を廃止することでありまして、

改正点の第二は、特許法の改正に伴いまして、
特許法の引用条文を改めるなど規定の整備を行な
うことであります。

以上、本法案の提案の理由及びその要旨を御説
明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、動力炉・核燃料開発事業団法案につきま
して、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げ
ます。

原子力発電は、経済性向上の見通し、外貨負担
の有利性及び供給の安定性等の面から、今後わが
国経済の成長をささえる大量のエネルギー供給の
有力な手となるものとして、その開発の促
進が強く要請されております。

わが国における原子力発電は、ここ当分の間
は、現在すでに経済的、技術的に実証されている
軽水炉がその主流を占めるものと考えられます
が、資源の乏しいわが国といたしましては、今後
予想される核燃料所要量の増大傾向にもかんが
み、核燃料の安定供給と有効利用をはかるため、
より効率的な動力炉を自主的に開発することが、
エネルギー政策上の重要課題となつてい

ます。また、この新しい動力炉を自主的に開発
することは、産業基盤の強化及び科学技術水準の
向上にも多大の貢献をすることが期待されてい
るものであります。このような観点から新しい動力
炉として高速増殖炉及び新型転換炉の開発を国の
プロジェクトとして、強力に推進することとして
いるのであります。しかも、この開発は、わが国
にとりまして、かつて経験したことのない新しい
分野における大規模な事業であり、これを成功さ
せるためには、政府はもちろん、学界、産業界等
をはじめてする国の総力を結集してこれを推進す
ることが必要であります。このため関係各方面の
総力を結集する中核機関として新たに動力炉・核

燃料開発事業団を設立し、これを積極的に推進しようとするものであります。

さらに、この新しい事業団の設立に伴いまして、原子燃料公社の業務の主体をなしております核燃料開発関係の事業は、この新しい動力炉の研究開発と密接な関連を有するものであり、一つの事業主体が総合的に実施することが、研究開発の効率的な遂行を確保するゆえんであると考えましたので、ここに原子燃料公社を解散することとし、その業務を全面的に新しい事業団が承継して行なうことといたしました。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、この事業団は、すでに申し上げましたように高速増殖炉及び新型転換炉という新しい動力炉の開発並びに核原料物質及び核燃料物質の探鉱、生産、再処理等を計画のかつ効率的に行ない、もって原子力の開発及び利用の促進をはかることを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金であります、設立に際しまして、政府が出資する二億円と従来政府から原子燃料公社に対し出資されておりました金額及び民間からの出資との合計額を資本金として、この事業団は充足するものであります。このほか、将来必要に応じて資本金を増加することができるとしております。

第三に、事業団の業務といたしましては、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及びこれに必要な研究を行なうとともに、これに関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究、核燃料物質の生産、保有及び再処理、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこととしております。なお、事業団は、その業務を行なうにあたりましては、政府関係機関及び民間と密接に協力し、それらを活用していくことが必要でありますので、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従いまして、その業務の一部をこれらの者に委託することができるとしております。

第四に、事業団の機構につきましては、役員と

して、理事長一人、副理事長二人、理事八人以上及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界との円滑な協力関係を保って国の総力を結集することとしております。

なお、事業団の業務の運営につきましては、特に動力炉開発の業務は長期にわたる大規模な事業でありますので、内閣総理大臣が定める基本方針及び基本計画に従って計画的にその業務を行なうこととしてあります。

第五に、動力炉開発関係の業務と再処理関係の業務に關しましては、その性格の特性にかんがみ、それぞれその他の業務と区分して経理を行なうこととしてあります。

第六に、事業団の監督は、内閣総理大臣がこれを行なうこととなっておりますが、この法律に基づいて認可または承認等をする場合におきまして関係ある場合には大蔵大臣に、動力炉開発業務等につきましては通商産業大臣にあらかじめ協議することとなっております。

第七に、この事業団の設立と同時に現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は、事業団が承継するものといたしまして、所要の経過措置を講ずることといたしました。

その他、出資証券、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とは同様の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) ただいま説明を聴取いたしました五法案の自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、商品取引所法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 前回答が預けた保証金で取引所に

取引員から預けられておるもの、それにつきまして、たとえば仲買、まあ新法では取引員、これが店の状態が悪くなるといったような場合に、当然客のほうは取引所にある金に対して請求権を発動しておる、こういう問題に關しまして若干質疑がありましたが、どうもその答えが納得できないという点がありまして、法務省当局からも本日は来てもらったわけですが、つまり問題は、そういう状態になった場合に、先に取引所に来て請求権行使した者が勝ちだ、早い者勝ちだというふうな意味の御答弁があるわけなんです、それでは非常に不公平ではないか。しかも、現実には現在まで取引所等で行なわれておる実際の慣行で、すなわちそういうことも反するし、むしろ逆行になるではないかという点が実は問題になったわけです。

私はこの今度の新法のものにおいても、そういう同じ立場にある請求権者、これをできるだけ公平に扱うという余地はくふうすればあるものだと、できぬことはないというふうな考えを持っておるわけなんです、その点に關するひとつ法務当局の見解を明らかにしてほしいと思ふのです。

○政府委員(新谷正夫君) 亀田委員の御指摘の点、確かに一つの問題点として検討に値します事柄であらうと考えます。通常の状態でございますれば、取引員の預託いたしました保証金が法定の額を下回るという場合にもその不足額を預託してまいりますので、多数の債権者はその法定額の保証金に対してかかっていけるわけでございまして、特段の問題は生じないと思ひますけれども、ただいまのお話のように、取引員が一たん破綻に瀕しました場合に、その保証金だけが債権者にとつての唯一の担保というふうな形にもなっております場合には、その限度がおのずから画されるわけでございまして、先に弁済を受けた者は救われるが、後手に回った者は助からないというふうな問題も確かに起きようかと思つております。しかし、これは亀田委員もすでに御承知のよう、実は現行法の法制のもとにおいても、形は違ひますけれども、類形の形で実は出てまいる問

題でございます。現行法におきましては、仲買人の保証金を取引所に預託いたしますが、仲買人の債権者がこの保証金によって自己の債権の満足を受けることいたします場合に、仲買人の取引所に対する保証金の返還請求の上にこの先取り特権の行使として仲買人の債権者が自己の債権の満足を受ける、こういうことになるわけであります。このためには、めんどろなことでございまして、けれども、債権者が仲買人の有する保証金の返還請求の差し押えをやり、さらに他の債権者はそれに対して配当要求の手続をする、こういう仕組みになっておりますので、実際はなかなかこの実効は期待しがたいというのが現状でございます。多くの債権者がおります場合に、その配当要求に乗りおくれしてしまいますと、これはやはり救済の道がその限りではないということになりますので、今度の改正案の場合とは趣旨は違ひますけれども、やはり御指摘のように不均衡が生ずるといふ場合もこれはあつたわけでございします。しかし、今回の改正案によりまして、そのようなめんどろな手続を廃して、取引所に預託した保証金に対して取引員の債権者が直接権利を行使できるようにしてございしますので、現行法よりははるかに債権者にとっては便利になるわけでございします。とは申しましたが、先ほど御指摘のごとく、結果的に不均衡が生ずるといふことであれば、これはどうしてもできるだけの配慮をいたさなければならぬと思ひます。そこでこの法律の規定は、一応先ほど申し上げましたように、債権者が取引所に対する直接の請求権という形で規定してございしますから、この債権者が競合いたしました場合、多数の債権者が取引所に対してその債権の支払いを求めるといふ事態になりました場合に、その債権者間の公平を期する必要があると思ひます。そのような措置をとれるかという御質問と理解いたしますが、いずれこの商品取引所法の一部を改正する法律案が成立いたしますれば、通産省からも、法務省に対しましてその施行令等

の立案についての協議がまいることと思ひます。その段階におきまして、さらに十分に、多数の債権者の競合した場合の公平な措置を期し得るよう十分に検討する余地があると思ひますし、私どももその必要があるかと考えておるわけでございす。いずれその時期になりましたら、十分御趣旨の点も頭に置きまして、善処してみたいというふうにかへます。

○亀田得治君 通産省のほうでは施行令等である問題点になっている点、解決をする考え方であります。

○政府委員(熊谷典文君) 先般御指摘になりましたように、通産省としては、実態的に見ますと、できるだけ公平を期していきたいという気持ちを持っております。それが法制的にどこまでできるかというのが一つの問題点であろうと思ひます。この問題につきましては、九十七条の六で、預託それから請求とか取り戻しに關しましては、必要な事項は主務省令で定めるといふことになっております。したがって、私どもとしては、その公平に分けるという趣旨にできるだけ近づくように、法務省とも十分連絡をとりながら善処をしていきたい、かように思っております。

○亀田得治君 それから農林省のほうにちよっとお尋ねしますが、この法案がいま国会にかかりまして、特にアズキ、手亡の投機取引、これが特に論議の対象になっているわけなんです。けさ私、日本経済のある記者の方から聞いたわけなんです。東京穀物で現在大手亡の買い占めが行なわれているというのを聞いたわけなんです。実際そういう状態があるのかどうか、どういふ現状なのか、そういう点についてのひとつ説明をこの際求めておきたいと思ひます。

○説明員(内村良英君) ただいまの大手亡の問題につきましては、農林省といはしても、取引所のほうから連絡を受けております。そこで最近臨時増し保証金を取りまして、それ以来相場がやや落ち着いたきております。

○亀田得治君 その買い占めの規模などはどうい

う状況なんです。値段はあまり違っておらぬようですが、相当大規模にやられておるやうに聞いておりますが、どういふことなんです。もう少し詳しく説明してくれませんか。

○説明員(内村良英君) 詳細はただいまのところわかりませんが、さして大きくはなかつたというふうに聞いております。

○小柳勇君 この前の質問のあと、若干質問いたしますが、一つは、今度の法律改正の一つの大きな問題として、大衆が参加する、それになるべくいゆる業者と大衆との間の紛争を少なくする、これも一つのたてまえのようでありますが、現在まで仲買人と委託した国民大衆、参加者の間に紛争が起つて、それを苦情処理としていろいろ処理していると思ひますが、苦情処理委員会の活動、具体的な例、そういうものについて説明をお願いします。

○政府委員(熊谷典文君) 御承知のように、各取引所におきましては紛争調停委員会というのを設けております。学識経験者あるいは取引所の役員、会員等から委員を出しまして、十人以内でそういうものを構成いたしておるわけでございす。現在までどうなつておるかといふことでございす。この紛争調停委員会が調停いたした件数は、全取引所を通じて、年間十数件でございす。これは先般も問題になりましたように、最近起つてしまつた紛争の件数から見ますと、非常に少ない件数でございす。実はこの調停委員会にかけます前に、取引所の事務当局あるいは理事等が、当事者間に紛争が起つた場合は、間に入りまして事実上の調停をいたしておるわけでございす。そういうことで問題を解決しておるわけで、そういうことで取引所にあがりまして紛争の件数は、昭和四十一年度を申し上げますと、五百件以上になります。そのうちの約七割程度はそういう事務ベースといふんです。正式な調停委員会における調停といふことでなくて、実質的に解決しておる、こういうのが実情であります。残りの件数につきましては、当事者がわ

かつて取り下げたとか、あるいは多少裁判問題になったといふこともございす。そういう意味で実質ベースの解決と調停委員会の活動といふことで相当紛争は解決されておる、こういうふうにわれわれは考えておるわけであります。

○小柳勇君 亀田委員がさつき質問しておられた倒産などのあとの債権の問題などの紛争は、もちろん紛争でありましようが、売買の途中で、しるうとである委託者がくろろとである仲買人に對して十分仕事が終わつていないために紛争が起るものもあるのじゃないかと思ひますね。

○説明員(内村良英君) 先回の委員会で御説明しましたように、四十一年におきましては、アズキに對して三百八十二件の紛争があつたわけでございす。その紛争の内容を見てみますと、一任売買に基づく紛争が三十三件、それから、無断売買と申します。委託者に許可を得ずにかつてに売り買ひしてしまつたといふのが七十二件ございす。それから追ひ証拠金を納めないといふことに基つて、委託者と仲買人あるいは外務員との間に紛争が起つておるものが八件、それから、仲買人の役員等の不正に基つて四件ございす。それから委託者と仲買人の間で連絡が十分つかない、その間にかつてに仲買人が委託を受けた玉を処分してしまつたといふようなケースが二十八件、それからその他これはいろいろ原因があるわけでございす。それが二百三十七件となつております。その他の中には、倒産にからむものも含まれております。

○小柳勇君 アズキだけで三百八十二件でありま

から、非常にもうかるやうに話しながら無理に勧誘するといふ例、そういうものが紛争の件数にもあがつてしまふのではないかと思ひます。したがつて、この外務員の教育など、そういう制度なり、監督なり、あるいは試験なり、そういうものを考えておるのかどうか。

○政府委員(熊谷典文君) お説のように、紛争が多いといふ問題は、仲買人の資力の問題に非常に関係する問題もございす。やはりポイント、外務員の活動のあり方の問題が大事だろと思ひます。そういう意味で、外務員のほうについてはいろいろ法律上の規制も考えておるわけでございす。それと同時に、根本的には外務員の質の向上をはかるということが私は一番大事だと思ひます。そういう意味で、従来からやつております講習会といふやうなものも可能な限り私は強化してまいりたいと、かように考えております。

それと同時に、やはりそういう知識だけではない、経験を積むといふことが私は必要かと思ひます。したがつて、外務員の講習を受けまして、すぐそれが外に出て働くといふ形じやなしに、仲買人の監督のもとで店ではり一年ぐら

いは働いていただいて、それからいろいろのことをはんとくく覚えて、そこで実際の訓練を受けて外へ出ていくといふ形をできるだけつてまいりたい。そういう意味では、仲買人協会にもお願いいたしまして、そういう形なり、そのいわゆる一年間の実習なりを十分やつていただきたい、こういうことを考えておるわけでございす。それと同時に、この仲買人がそういうことを往々にしてやりますゆゑんものは、やはり給与制度の問題もあろうかと思ひます。固定給でなくて歩合制度といふやうな形を放任してまいりますと、いやでもおもうでもそういうものに走るといふのが人情でございす。したがつて、この給与制度のあり方等につきましても、これまた仲買人協会等に今後十分研究していただくことを申し上げまして、仲買人協会のほうも前向きに研究しようといふことになつておる、こういう実情でござ

います。

○小柳勇君 前のほうの答弁は、経験一年というように大きな要件のようでありますが、資格試験などはやるのかやらないのか。それから専門的な知識を、まあ一年経験すれば大体わかるといふ判定のようでありますけれども、そういう点をどのように考えるか。で、資格要件をもう少し具体的に説明願いたい。これがまず前の答弁に対する質問。

それから給与の問題ですけれども、現在はどうなんでしょうね、歩合と定額の比率は。

○政府委員(熊谷典文君) 前段の試験の問題でございしますが、これは国家試験的な試験では、もちろん取引所がやっておりますのでございせんが、今後の登録要件といたしましては、講習といいますが、そういうものをやうにとりまして、それである程度の試験をいたしたいと思ひます。それで、その試験に合格した者でなければ登録要件にはまらぬ、こういう形をとりたいと思ひます。そういう意味合いにおきまして、まあこれは国家試験としては民間がやりますので違ひますが、われわれとしては、それに準ずるものである、こういうふうに考えております。なお、この経験として一年がいかどうかという問題はございせんが、これは私一年でいいとここで申し上げる自信もございせん。これは仲買人協会と、実情に合せて今後——まあ一年というものは原則として申し上げましたのでありますが、ものによつて相当違ふと思ひます。したがういまして、そういう点は今後詰めていただきたいと思います。

それから第二の固定給と歩合との関係でございしますが、われわれ、大手の、特に総合仲買人、四十社を調べた結果でございしますが、固定給を採用しておるものが二〇%、それから歩合だけを採用したおるものが三五%、それから固定給と歩合を併用したおるものが四四%、四五%、こういうことになっております。この結果でもわかりますように、現在のところ、併用とかあるいは歩合給のみというのがまだ多い現状でござい

ますので、これを是正してまいりたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 外務員の勤続年数は大体どういうところでしょうか、平均。

○政府委員(熊谷典文君) たいへん申しわけございせんが、いまその平均年数を算出しておりません。後はど御報告申し上げたいと思ひます。

○小柳勇君 次にもう一回質問の日があるそうです。現在の外務員の平均給与額ですね、歩合と固定とそれから歩合・固定の割合はわかりましたけれども、大体給与額はどのくらいであるのか。それから平均勤続年数が大体どのくらいあるのか。入つてすぐやめる傾向にありはしないかという心配もありますから、あとでひとつ資料として出していただきます。

それから次は、受託業務の適正化ですが、今回の改正で、不当な勧誘や不安全な仲買人まかせのいゝゆる一任売買が禁止されることになっておりますが、取引ルールを知らない委託者が非常に多いから結局は仲買人まかせになってしまふ。この点について、仲買人をどういうふうな指導されるか、政府としては自信があるのかないのか、見解を聞いておきます。

○政府委員(熊谷典文君) 法律で規制いたしましたも、あとそれが実行されないということになつては意味がないわけでございます。それがために監査とかいうようなものも大事だと思ひますので、そういう面も強化してまいりたいと思ひます。それから同時に、仲買人がほんとうにその気持ちになつていただかなきゃならぬと思ひます。特に外務員についてそれをやはり徹底していかねければならぬと思ひます。したがういまして、そういう面では、そういうことが改正後も依然として行なわれまふと、私は取引所自体のやはり存続の問題に関連すると思ひますが、そういう意味で、仲買人あるいは外務員も十分理解していただけたらと思ひます。したがういまして、そういう面は、仲買人、取引人と一緒になつて、役所もできるだけのPRもやり、いろんな措置をとつてまいり

たいと思ひます。それと同時に、やはりこういう悪い慣行が行なわれまふことを防止いたしますために、委託者においても相当なやりやういふことをやらねばならぬに注意していただくということが必要だと思ひます。現在のところ委託者側によりまして、契約書を仲買人がつくりました、それを見せ、それでできるだけ理解して取引していただくという指導をやつておりますが、どうも委託者側というものがむずかしくて普通の人にはわからぬという点もございせん。したがういまして一つの試みでございせんが、もう少しわかりやすい契約書にするとか、あるいはこういうことはいかぬですよというのを必ずわたりやすく書いてそれを一緒に見せるといふようなことを指導してまいりたい。これは取引所の協力がなければできませんが、そういうことも考えております。

それから同時に委託者につきまして、今後アンケート調査をいたしまして、どういう取引の形で委託されたかとか、あるいはどういふ問題がございましてかとかというようなことを委託者側から報告をとつてみたい、それによりまして問題のある仲買人等につきましては重点的に注意をし指導をしてまいりたい、両面からひとつ相当の措置をとると同時にPRも十分やつてまいりたいと、かように考えております。

○小柳勇君 先般の参考人の意見の中で、この委託者がもうかるものよりも損するものが多いという話がありましたけれども、損したような人は、またこのあとでもうけようという努力もいたしてゐるのでありまふやうが、そういう人が傾向としてどういふ傾向に流れているか。一応委託者となつて仲買人から勧誘をされたこの業界に入るといふまいし、一回損したらそれでさつとやめていつてしまふのか、また出直してくるのか、そういうことは非常に傾向的な分析になりますけれども、どうなんですか、どういふふうにとらえておりますか。

○政府委員(熊谷典文君) 非常にむずかしい御質問で、実は私的確にお答えができないと思ひますが、まあ従来の経験によりまして、やはり損をすれば取り返したいというのが人情じやないかと思ひます。そういう意味でやはりむづかに参加すると、さらに損が多くなるという場合もあるわけでございますので、取引所の仕組みといひますか、そういうものをやはり一般大衆に、そういうものに関心のある人に十分理解させるということが私は大事じやなからうかと考えております。まあ御質問もございまして、そういう問題について、もしわれわれも分析できれば今後ひとつ分析をしてみたいと、かように考えております。

○小柳勇君 競輪とか競馬とかああいふ投機的な、これは遊戯が主体ですけれども、それでも名目はやはり自転車振興会とか、馬匹改良なんですね、競馬は。投機的にいった人は、負けると、なお借金をしても負けまして、犯罪が起つてまいるわけでありまふけれども、そういうことを聞き取つたわけですけれども、これはしたがういまして、そういう人の教育ですね、さつきおっしゃいましたように取引外務員の教育ももちろんでありますけれども、これに参加する国民大衆をやさしく教育をして、そうして負けても後悔せぬやうな、もちろん勝てば喜ぶのはこれはあたりまえですけれども、そういうことをいたしませんと、これはもう奥さん方はそういうことから家庭の逆境を招くこともありまふから、そういうものを聞き取つたわけですが、これは後日に譲ります。

次は、仲買人が許可制になりますと、既存業者はこれでもいいけれども、新しい新規業者ができたために業界の刷新、業界の合理化なりが立ちおくれしてしまつて、旧態依然とした商品取引所になるのではないかと、この心配もございせん。許可基準をきびしくすればいいことですが、許可基準も、既存の業者を大事にして新規業者は閉め出すという結果になりますから、この点の取引業界の刷新なり合理化というものがおくれしてしまふという点も考えるのですが、この点の配慮はいかがですか。

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のとおり、いた

ずらにいまの状態で仲買人を温存するという形では、今後の問題として非常にまずい、こういうように考えております。そういう意味で許可制をしいたわけでございます。おそらく先生の御質問は、それを三年間経過措置でなにするではないかという点にもあるかと思いますが、われわれが三年間猶予期間を設けましたのは、従来登録を受けた者は許可を受けなくてもいい、登録のままでいけるというだけの問題でございまして、純資産額とか、それから受託業務保証金というのは三年間全然いまのままで動かさないという意味ではございせん。三年間の間に受託保証金で申し上げますと、十ずつ、初め二十でスタートいたしまして、あと三十にし、四十にし、五十にするというように、毎年度引き上げていくつもりでございまして、それで、現在そういうことをやっていますと、特に純資産と受託保証金の関係から見まして、苦しいところは中くらいの仲買人が、あるいは中小の仲買人というのが相当私はいさう経過措置を設けましても苦しいと思います。したがって、こういう方々にはやはり委託者の保護、あるいは取引を正しくしていく意味において、苦しくて相当勉強していただかなければならぬ、こういうふうな考えでおります。勉強していただきます場合には自然に登録を取り消されてしまふ、こういう形になるかと思ひます。したがって、私どもとしてはそういう実情を見てこういう制度にしたわけでございまして、いたずらに既存の仲買人をいまのままの状態に放置するということ感じはございません。

○近藤信一君 ちよつと関連。いま局長から答弁

がございました経過措置の中でだんだんと確立していく、ところが、今度の受託保証金というものが本店につきましても六十万円から九百万円と、こう大きな幅があるのですよ。それはいまあなたが言われました大中小とこうある、こういうことにもなるかと思ひますので、そこでいま仲買人は一定の数というものが定められているのです

ね、現在の取引所に対して。そうすると新しくやろうとしたらなかなかこれはできない。そこでどうしても権利金を出して権利を買う。仲買人に私の知っている人があるのです。事実権利を買うにはその権利金が二百万や三百万じゃない、何千万という権利金が必要なんです。せっかく何千万も権利金を出して仲買人の商売を初めてやる、ところが、実際受託保証金が今度は多くなつていく、いま言われましたように、それに対する資金力というものはなくなっていく。これはいさう整理されなければならぬ段階にいくのではないかと私は思うのです。そうすると、やはり大きいのが残つて、小の仲買人というのはいさうは整理される段階にいくのじゃないかと思うのです。そういう心配が一つあるわけなんです。その多額の金額を出して権利を買ってやっている仲買人の身分というものです。それは、どうなるか。この経過措置の中でどうしていくか、政府はそれに対して何かの保証をするとか何とか、そういうものは全然ないわけなんだろう。これは自然に整理されていかなければならぬ、こういうのが出てくるのじゃないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(熊谷典文君) まず営業権とい

か、そういうものを買った人がその場合に、それがどうなるかという御質問でございまして、私どもといたしましては、そういうものを金を出して買ったということになりまして、純資産額の計算におきましてはそれを考えていきたい、かように考えております。

それからもう一つの小さなものが脱落してい

く、じゃないかという御質問でございまして、私どもも専門仲買人的なもの百三十社につきましても調査をいたした結果を申し上げます、受託保証金を当初われわれは二〇%一五〇のうちの二〇%程度を積みたいと思ひますが、それがやはりいまの状態ではいさう思ひませんが、約二割でございます。百三十社のうちに二割、それからだんだんそれを上げてきまして、いま一割に五〇

までやりますと、百三十社のうちの半数以上が資格がない、こういう形になるわけでございまして。そういう意味でわれわれも段階説を、段階的な措置をとったわけでございまして。そういうようにとりましても、いま申し上げましたように二〇%にしまして二割程度はやはり足りないという問題が出てきます。しかしわれわれとしては、それをいたすに切つてしまふという考え方は持つておりません。よく御相談申し上げて、たとえば遊休資産があればそれを整理するとか、あるいは未回収金を回収するとか、あるいは増資について配慮していただくとかというふうなことで、まじめにやっていたらどうでしょうかというふうに思ひます。役所側としてもできるだけのやはり相談に応じて、まためんどろも見ていきたい、かように考えておる次第でございまして。したがって、一つ、一つの努力目標を示したわけでございまして、仲買人がその努力をしていただくならば、われわれも十分それに応じた配慮はやってまいりたい、かように考えております。

○小柳勇君 この前の参考人の意見にありました

が、純資産額のきめ方なんですけれども、この間質問して十分でなかったのですが、勤続年数——その店の五年以上なり十年以上なりまじめにつとめた、したがって、いわゆる現金的な資産はないにしても、それを資産に認めて許可してくれないかという、こういうふうなお願ひが、これは亀田委員からも希望が出ておりましたが、政府としてその後お話し合いがあったかどうか、もう一べん聞いておきたい。

○政府委員(熊谷典文君) われわれとしまして

は、非常にごもっともな点がまじめな業者につきましましてはあつたわけでございまして。したがって、純資産額を今後きめてまいります場合は、法律上もそう考へておりますが、やはり商品の実情によつて十分考へてまいりたい。一律にきめるといふようなことはしない。商品の実情、取引の実情によつて純資産額の額はきめてまいりたい。これが一点でございます。

それと同時に、そういうふうに配慮いたしましても、なお純資産額に足らない。しかも非常にまじめに事故もなくやっていたらいいといううな面につきましても、われわれとしては結局増資していただくより手がないと思ひます。そういう増資につきましても関係業者等に役所としては話しまして、純資産額に達するまでの増資をお願いするといふような協力もいたしてまいりたい、かように考えております。したがって、先般問題になりましたが、われわれとしてはそういうことでやはり仲買人というものがいい方向で育つていただくということについては、十分なやはり御協力を申し上げたい、かように考えております。

○小柳勇君 取引所を中心に取り業務をやつてお

られるたくさんの人たちの姿を見ておつて、昔からの伝統もありましようが、徒弟制度的なものをわれわれも感ずるわけですね。ずっと若く店員から入りまして、仕事を覚えて仲買人になる、そういうものを感ずるわけですね。しかもその仕事に有機的に勘で、所長の、店のおやじさんの意向をそのまま出先機関で売り買いをやっているものから、今度理事長選任の理事がふえるわけですね、そういったまです、その業界そのものがますます徒弟化して封建的な色彩を強くしやせぬか。新しい制度の外務員とか、店員と店主との関係、仲買人店と従業員との関係がますますその取引所の理事長と理事との関係と同時に、ずっとこの世界、業界というものが古い形のほうに逆行しやせぬかという心配を、いつだったか、私見学しなうがらちらつと感じたのですが、理事長選任の理事を多くすることの意義は何でしようかね。

○政府委員(熊谷典文君) 取引所の理事を一定数は理事長が選任できる、理事会にかけて選任できるということにいたしましたゆえんは、これは人の問題に連関するわけでございまして、やはり取引所というものはできるだけ公正な価格形成の場になるように、こういうことを考えたわけでござ

ざいます。理事長が機動的にいろいろな価格形成についての指揮権といいますが、理事長自体の指導がその理事の補佐によつてできるということからねらつておるわけでございます。したがうして問題は私は人であらうかと思ひます。その理事長が選任される人がよろしきを得ませんと、御指摘のようにますます変な封建的なものになるという可能性もありましようし、またその理事に非常によろしきを得れば、取引所も近代化され、仲買人も近代化されるといふことにならうかと思ひます。要は人の問題だらうかと思ひますが、そういう点はわれわれとしても十分取引所に申し上げて、そういうことのないようにつとめてまいりたい、かように考えております。

○小柳勇君 業界全体が近代的に脱皮していく、合理化もされるように、合理化といふものはわれわれ人減らしたものでなくて、仕事全体が合理化されるような方向で指導監督されることを希望します。

次は分離保管の問題ですが、これも前にもちよつと聞いたのですが、今度二分の一度度の一部保管方式であります、先般の参考人の意見では、清算会社方式ではどうかという話もございました。この二分の一度度の一部保管方式で委託者保護といふものは十分と考えておられるのかどうか。将来また完全に委託者保護をするという立場から、分離保管の方法について検討されるのかどうか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(熊谷典文君) この委託者保護は分離保管だけでは私はないと思ひますが、一つの大きな柱であるといふことは御指摘のとおりでございます。したがうして、私どもとしてはこれが下から預つた金でございますので、分離保管の額が多いほど望ましいと思ひますが、やはり業界の実態もございまして二分の一にしたわけでございます。問題は、こういうものが無理なく納め得るというやはり仲買人の体質強化といふことです、か、そういうものが必要であらうと思ひます。したがうして、私どもとしてはやはり仲買人の

体質を強化する、これは金融とか、いろいろな問題が、代行会社の活用とかいろいろあると思ひますが、そういう一面に力を注ぎつつ、できるだけ委託者保護の關係から見まして、この二分の一がさらに六割程度はできるとかいうような事態を目ざして進みたいと、かように考えておる次第であります。

○小柳勇君 清算会社方式というものはいふところの問題にならぬことですか。

○政府委員(熊谷典文君) この点は先般の国会でも議論がなされて、われわれとしても十分検討いたしましたわけでございますが、御承知のようにアメリカではそういう清算会社をつくりまして、この分離保管だけの機能ではなくて、金融機能あるいはその他の機能をアメリカの会社はやっておりますが、とにかくそこでは一〇〇％分離保管ができるといふ組織にはなつております。ところが、その反面日本と違ひましてそれは流用できる、保管はするが今度は逆に流用できるという形になつております。日本のほうは今後やりますのは五〇％ではございしますが、その流用は制限するといふ形になつております。したがうて、そこはどちらがいかという問題はあらうかと思ひます。アメリカでも一〇〇％分離保管しても流用さすのじや意味がないじやないか、そこら辺のかね合ひを考えなければならぬのじやないかというのが議論になつておるようでございます。そういう意味で清算会社、一〇〇％分離保管方式をとつたほうがいか、まだ研究しなければならぬ点であらうと思ひます。それと同時にやはり清算会社をつくり出す場合は、この分離保管の問題だけじやなしに、現行の代行会社をどうするか、あるいは取引所のあり方をどうするかという全般問題になりますので、われわれ決してこういうものを研究しないといふわけじやありません。今後大いに研究したいと思ひますが、少し時間を、正直のところかしていただきます、かように考えておる次第であります。

○小柳勇君 次は、資本自由化によりまして外国資本が国内に入つてくるのですが、取引所の中に、あるいは会員なり、あるいは取引員の権利移譲とか、いろいろの方法はありましようが、外国資本が入つてくる可能性があるのかどうか、またこれを禁止するとなればどういふ法律の根拠によるか。

○政府委員(熊谷典文君) 外国人の投資につきましては、外資法という法律がございまして、御承知のように、いろいろな既存会社の株を持つとか、あるいは新しく会社をつくるというときには規制をいたしておりますが、外人が個人で参りまして、その金で取引所の仲買人に委託するとか、あるいは取引所に金を持ってそのまゝ、外国から見ますとそう大きな金ではございせん、外国から入つてくることは、現在のところ規制の方法はないと思ひます。入るときは押えられますが、入りました外人がいろいろな活動をするといふのは、現在のところ押える法律はございせん、この取引所についても会員になつたりあるいは取引を委託するといふことはできる、それを押える方法はない、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 委託者になるのは、これは委託しますからわかりませんが、取引員になることも、それから会員になることもできるのですか。

○政府委員(熊谷典文君) これは非常に国家の保安とか、そういう面につきまして外人が入つてはいかぬといふものにつぎましては、個別立法によりまして、重役になつたりあるいは株主になつたりすることを禁止する法律がございします。たとえば電波法とかそういうものがあると思ひます。それが、普通のベースでまゐりますと、日本人と外人とを区別するといふことは、私は現在のところできな、そういう法律をつくるというところは非常にむづかしい。したがうして、現在は会員になれるといふことでございます。

○小柳勇君 じゃ質問終わります。

○鈴木一弘君 最初に伺ひたいのは、カネツ商事が、ことしの三月でございしますか、脱税といふことでだ、いふ事件が大きく取り上げられて、新聞に

も報道されたのですが、この取引所の仲買人であるカネツ商事の脱税事件の経過について、最初に国税庁のほうにお伺ひしておきたい。一体どのくらいの脱税金額であり、どんなふうな経過になつておるのか。

○説明員(田代一正君) ただいまお話しございましたカネツ商事株式会社につきましては、本年の三月十六日、東京国税局の査察部におきまして査察に着手いたしております。本件につきましても、かねがね課税担当部がありまして同じく東京国税局の調査部で調査を行つたというのでありますが、その調査の過程におきまして、とても調査部だけでは手に負えぬ、しかも相当巨額な脱税があるといふ連絡が査察のほうにまいりまして、それを根拠といたしまして着手した、こういう次第でございます。そういうわけで三月十六日に着手いたしましたわけでございしますが、目下着々査察調査を進行中でございます。

○鈴木一弘君 大体新聞でも五億円近く四年間に脱税してたといふことが出ておりましたが、調査の途中ではわからないと思ひますが、大体の概要はつかまれておるだらうと思ひます。その脱税のやり方ですね、それから脱税額はどのくらいであつたのか、その点について。

○説明員(田代一正君) ただいまカネツ商事につきましては調査を続行中でございますので、明確な点につきましては申し上げかねる問題があらうかと思ひますが、私どもの現在まで聞いております点によりますと、脱税のやり方から申し上げますが、それは方法は二つございまして、一つの方法といたしましては、自社の建て玉であるにかかわらず、いかにもそれが委託者からの玉であるといふぐあいには仮装いたしまして、その利益金を脱税をいたしておるという一つの形がございします。それからもう一つは、これは全く技巧的な問題になります、決算に際して、自社玉の損失というものに損益勘定に立てまして、見合ひに同額の預り証拠金勘定を負担勘定に立てるといふ形がわれわれの聞いておる範囲では手口だといふふう

いております。

なお、金額その他につきましては、目下調査中でございますので、明確なことは申し上げかねると思ひます。

○鈴木一弘君 自社の建て玉で売買をやつて利益に全部なることがあるわけですが、それを客の名義にしたことだと、架空の名前を使つてゐるということになるわけですか、どうですか。そうすると、その客のほうの利益があつた場合に収入になるわけでありませうけれども、その客のほうからはどうなつてゐるのでしょうか。その二つの点だけ……。

○説明員(田代一正君) 自社の建て玉であるものをお客さんのAならAというものの委託に基づくものだといたしますと、そういうことで会社はお客さんにお金を支払いをいたします。いたしました場合に、会社は普通どういふことをやるかといひますと、その利益金に相当する金額は別途に預金にキープするという形になるわけでございます。

○鈴木一弘君 いずれにしても、そういうような架空の名前を使つてやつたということになつたわけですが、国税庁のほうはそれでよろしうございませう。

これに対して通産、農林の両省のほうでは、このカネツ商事に対してどういふ行政指導といたしますか、処分といたしますか、これから臨もうとしておるのか。その点をお伺ひしたい。

○政府委員(熊谷典文君) こういう脱税事件の容疑を持たれたということは、非常に残念なことだと思ひます。通産省といたしましては、書類がいまの脱税関係の問題で全部持つていかれておるわけですから、その推移を見守つておるわけでございますが、ある程度はつきりした段階、あるいは書類が返されていただける段階になりましたならば、私どものほうとしては、あらためてこの監査をし、検査をいたしました、もし法律的な違反といたしたと、かように考へておる段階でございます。

ます。

○鈴木一弘君 いまのそういうような嚴重な処分を臨みたい。これはカネツ商事ともう一つ子会社の何とかカネツ貿易ですか、この二社で、いわゆる砂糖から、米から、綿糸から、アズキまでというようにほとんど扱つておられるわけですか。そうなりますと、二つの名前前でやつていけば、法人税の脱税の容疑といふことでしうけれども、この取引所法に触れるかどうかわかりませうけれども、この嚴重な処分といふことはどういふような処分といふことを考へていらつしやるか。

○政府委員(熊谷典文君) 内容をたつきりつかみませんとわかりませんが、私どものほうとしましては、二つございまして、一つは現行法に違反しておるかどうか。これは区分経理の問題もございまして、これは非常に解釈上むづかしい点がございます。今後法制局と打ち合わせなければいかぬと思ひますが、そういう区分経理違反といふことになりませうが、この法律に基づく措置をとります。それからなお、この法律に基づく措置をとります。それからなお、この法律に基づく措置をとります。それからなお、この法律に基づく措置をとります。

○鈴木一弘君 こういうふうな不正行為があつたわけでありませうが、その根本的な原因といたしまして、その点のところがそれをまあ排除してしまふ限りには、どういふ解決はつかないわけでありませうが、一つは、大衆参加といふこともあつたと思ひますが、まあこの仲買人の形態が膨大な形態をしておりますので、そういうところもあつたんだらうと思ひますが、その根本的な原因をどういふ把握しておられるか、伺つておきたい。

○政府委員(熊谷典文君) 今後の調査の結果を待ちます。

ちまんと、はつきり断定的なことは申し上げられませんが、御承知のように、このカネツ商事は非常に有力な会社であらうと思ひます。この問題が起つてから、社長は仲買人協会の役職をおやめになつたやうでございます。相当有力な会社でございます。私どもは非常に資金に困つてどうかといふ問題ではないと思ひます。むしろ經理のやり方といふ問題が、先ほどもお話をいたしました、やはり近代化されてない。そういうものがなかなかチェックできない。そういうところに私は間違ひのものがあつたのではなからうかと思ひます。したがつて今後は各仲買人ともそういう經理のやり方についても少し近代的な方法をとるか、あるいは經理の心がまえ、そういう問題は問題について注意したわけでございます。そういう点が問題ではなからうか、かように考へております。

○鈴木一弘君 いま經營の心がまえといふことを言われたのですが、カネツの場合には、全国に二十カ所の商品取引所がありませうが、そのほとんどに権利を持つ専門仲買人である、そういうこと、これは二つ三つについてお伺ひしておきたいんですが、まずこの専門仲買人の中で、十以上のところの取引所の仲買人の権利を持つてゐる、そういう専門仲買人はどのくらいいるかといふことが一つ。それからこういう仲買人が全国に支店や支所を設けてゐるということか、結局大衆資金を集める、うわさされておるんですが、私はこの点よくわからないので金額を伺ひたいのですけれども、カネツ商事の場合には二十億前後の委託証拠金を預かつてゐるという話を聞いてゐるのですが、そういうようなことになるか、こういうような脱税の問題が起きてくる、またこれがわづかのうちに見つかつたらいいですけれども、さらに大きくなつてきたときには、大衆に与える影響は膨大なものがあると思ひます。その点どういふふうに把握されておられるか。

○政府委員(熊谷典文君) まず数字的なことを申し上げますが、十以上の商品に關係いたしております。

ます仲買人が九社ございます。これは相当大きいところでありませう。それから第二の御質問の方々に手を広げておる、こういうことでございませうが、確かに方々にいたするに手を広げるということになりますと、御指摘のように過当投機といひますが、大衆の過当参加を誘引するといふ原因にもなるかと思ひます。それと同時に、先ほど申し上げましたように、あまり手を広げることのみで専念されませうと、内部組織が追つつかない、あるいは經理のやり方が追つつかないといふような問題が出て、こういう事故が起きがちだと思ひます。そういう問題につきましては、私どもとしては、やはりそこがバランスがとれてはやはり着実に發展できるという形で自粛願ひなきやいかぬ、そういう指導を十分いたしてまいりたい、かように存じております。

○鈴木一弘君 バランスがとれて、着実に發展するといふことでございませう、おいておけば、同じやうにやはり全部の商品取引所に権利を持つといふやうな専門仲買人が次から次へ出てくるというところは予想されることで、資力をつけてくれれば、そうすると同じやうな問題がまた惹起されるという心配がある。大体制限はできないかもしれませうけれども、行政指導もつて十以上はいいけないとか、あるいは十二以上の商品にわたつてはならぬとか、そういうようなことを考へてはどうか。その着実にバランスをとつていふのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(熊谷典文君) 率直に申し上げまして、十でなければいかぬとかという取り扱い商品の限定はいまのところ考へておりません。今回純資産額の単純合算制といひますが、そういう制度をとつたのでございませうが、これは従来の制度に比して、ベースが一千万ですと、あと追加の場合には二百万でいいといふやうな形だつたのですが、今度は二つや三つ場合にはそれが二千万になる、十や百場合には一億になるというやうに単純合算制をとつたわけでございます。そういうことによつてできるだけバランスの合わない拡張とい

うのは憚んでもらう、そういう措置をとったわけ
でございます。ただ、今後御指摘のような点がな
おそれによって出るという可能性は私は絶対にな
いとは言ひ切れないと思います。しかし、今回そ
ういう改正をいたしましたので、そういうことに
よって相当の自衛といたしますが、パランスのこ
とという方のもでできると思いますので、その模様
によりまして、さらにこの数量まで制限するとか、
取り扱い物資まで制限するとかは、今後の問題と
して情勢によっては研究させていただきたい、か
ように考えております。

○鈴木一弘君 いずれにしても、そういうような
 いろんなそれそれほかの法律にひっかかってくる
 というようなことが起きてくると、大衆にいい
 よ不安を与えるわけです。そうすると、法の改正
 があつたとしても、それだけでは満足できないもの
 のが与えられますので、十二分に注意してもらい
 たいと思います。

その次に、アズキに移りたいのですが、まず穀物取引の關係ですけれども、アズキの上場が、過当投機が現在流通量に比べてあまりにも激しいということが言われているわけです。今度大きな問題を起こしましたけれども、まあ先日は私はこれは廃止せよと言った。しかし、上場の廃止ができないということになったら、一体どうすればいいのかということが大きな問題だろうと思う。それが今回ずいぶんと論議をされたわけです。一つ伺いたいのは、その具体的な対策です。先日の大臣の答弁を聞いておりますと、大衆の参加を一そう期待するような口ぶりがありました。私もはそういうふうにとつたのです。それが何だか私どもは非常な不安を感じました。その点についての考え。二番目は、これは穀物取引所について、アズキの上場もありますけれども、本来を言えば、米穀の取引がなければならぬ、それが商品取引所の始まりでありますから。それに比べて、現在は統制でありませんが、米の實際の統制を撤廃するかしないかという問題もありますので、自由米というものを幾分は考えてもいいんではないか。

そういうときにその上場というものを検討する必要が私はあるんじゃないか。そうすれば、取引の上からこの程度の価格で安定をすべきであるということがはっきりしてくると思うんですが、そういう考え方がないのかどうか。この二つお聞きいたします。

○説明員(内村良英君) まず最初に、アズキが市場適格品であるかどうかという点につきまして、先日来大臣からも御答弁を申し上げているとおりでございます。ところが、アズキについては過当投機になっていて弊害が多いのじゃないかという御指摘がたまたまあったわけでございますが、その点についても、遺憾ながら現実はそのういふ面が確かにあるということとは否定できないと思います。そこで農林省といたしましては、ある程度の大衆資金の商品取引所への参加は必要だ、それがどの程度のものか、商品取引所の本来の機能、すなわち公正な価格の形成とヘッジ機能を果たすということについての適性化ということについてはいろいろ検討し、勉強してまいったわけかなんでございますが、これは非常にむずかしい問題で、数量的にたとえば倍率は五倍がいいのか五十倍がいいのか、その辺につきまして、この倍率でなければならぬというようなことはなかなか言えない非常にむずかしい問題であることも事実でございます。そこで今後それではどうやってそうした面を押えていくかということでございますが、今回の改正によりまして、いろいろな規制が加えられていくわけでございます。こうした線ですずやってみて、それでなお大きな弊害が起こつてくるといふような場合については、さらにそれをどうするかというのを検討しなければならぬと考えております。とにかく今度の改正法案が法律になりましたならば、この線で、この改正案の示している線ですることだけをまずやってみたい。こう考えているわけでございます。

それから第二に、自由米というものができた場合、戦前も商品取引所におきましては米穀というものもは最大の商品であったわけでございまして、

自由になったらこれを検討したらどうかということの御質問かと思いますが、御質問の趣旨は、現在一部に自由米というものがござりますが、それを上場を検討しろという御質問か、あるいは統制撤廃後という……

○鈴木一弘君 統制撤廃前。

○説明員(内村良英君) 統制撤廃前でございますか。現在自由米と称せられるものについては二つございます。一つはいわゆるくず米を農家が食糧事務所の許可を得て加工業者に売るという一つの自由米、それから二番目の自由米は、いわゆる普通外米を内地米等を扱っている卸し小売りを通さずに、直接政府からたとえばデパートならデパートに売って、そこで消費者に売るというような二つの自由米がございます。まず前の自由米でございますが、これにつきましては価格は統制されております。すなわち農家がくず米をおせんべい屋さんで売るときも、この値段でなければならぬというところで価格がきめられております。それから

第二にデパート等で売られているいわゆる普通外米でございしますが、これにつきましても物価統制令で最高価格がきまつております。したがって、そうしたものの流通は一応自由というかっこうになつておりますが、価格については現在これは統制されているわけでございます。したがしまして公正なる価格の決定という機能は必要がないわけでございまして、その辺の統制がさらにはずれていった場合においては上場を検討すべきかと思ひますが、いづれにいたしましても、現在いわゆるデパートで売られております普通外米の自由米の数量は五万トンでございまして、もつとこういう自由米の数量が大きくなつてきたとき、さらに価格統制もはずれる、そうした場合に初めて米穀の上場というものを検討すべきかどうかという段階になるのではないかと思ひます。そういう意味でいまこれを検討するのはちよつと時期尚早という感じがいたすわけでございます。

○鈴木一弘君　実際問題はやみ米として回つておるわけでありまして、農家保有米が出ておるわけ

けでしょう。そういう農家保有米がやみ米で出ている部分あたりは私は価格統制で云々というよりも、そこところだけワクをはずしてやる、いままで言われたくず米でもけっこうです、ワクをはずしなくて、統制令をはずしてそうして商品取引所の商品引にしていく。そうすれば一定の価格というものの

が、ある程度相場場によって上下いたしますけれども、この程度はというものがきまってくるのじゃないか。そうしなければ食糧政策としても、今後いつも食糧の赤字云々で騒いでいるよりも、何らかの新しいいめどが出てくるという感じを受けるわけです。その点を聞いているわけです。あなたにはその点はむずかしいかも知れませんが、大臣ではないのでその点の責任ある答弁はできないかも知れませんが、いまは時期ではないというようなことではなく、こうなっているからこうでございませうというようなことではなくて、そういうような一歩前進したものを考える必要があるのじゃないかということなんです。その点どうですか。

○説明員(内村良英君) これは現在の食糧管理制度にまつわる非常にむずかしい問題だと思えます。そこで基本的には統制と自由というものが併立するかどうか、たとえば農家にある一定数量売ったあとは自由に売っていいということになりますと、そちらのほうの価格が有利であればどうしてもそちらのほうの量がふえていくということで、そこから統制がくずれていくという問題になるのじゃないかということで、この問題は現在の食糧管理制度のあり方とも関連して非常に微妙であり、かつ重大な問題だというふうに思います。

○鈴木一弘君 いずれにしてもその点は今後大きな問題になると思いますので、申し上げておいたわけです。

次に、商品取引所審議会が指摘されているように、過当投機を抑制するためには何らかの法的な措置をとる必要がどうしても出てくるわけです。今回の法改正というものが、いまの答弁では、改正案ができれば、できるだけのことをして過当投

機を押さえていきたいという話だったんです。現実の問題として、今回の委託者保護ということ、重要な一つの観点になっている。そうすると、過当投機防止というようになってないわけですが、その法的措置をどうしてとらなかつたかというのが一つと、われわれは、不当に過当な投機であれば別ですけれども、多少はやむを得ないと思うのです。その点の考え方を伺っておきたい。

○政府委員(熊谷典文君) 今後過当投機といいますが、そういう問題をどうするかという問題は確かに御指摘のように問題として私は残っておると思います。残ってはおりますが、実は取引所審議会のほうにおかれましては、委託者保護は非常に急ぐという観点から私のほうもお願いしたわけでございまして、どちらかといえますと、そこに重点を置いて大急ぎで検討していただいたと、こういう事情がございまして、したがって、私どももいたしましては、その中において、取引所審議会が答申のあった線は忠実に今度の改正で法文化したと思っております。これは私のほうも取引所審議会も承知しております。そういう根本的な問題については取引所審議会のほうでさらに検討していただく、こういうことになっておるわけでございまして、したがって第二段階、こういう感じでございます。

○鈴木一弘君 おそらく第二段階というのは二、三年あとでなければ絶対こないだろうと私は思いますけれども、そこでその二、三年までの間に考えておかなければならないのは、アズキの場合を取り上げると、その取引に大衆を参加させたというところが大きな過当投機を招いている、そういうことを考えると、当事者だけに売買を限定するということも一つの方法だ、そう思うわけですが、その点どうして大衆参加をさせなければならぬのか。特にアズキについてだけでございますけれども、その理由を具体的に示してほしい。そうしなければ、大衆が参加しなければ公正な価格決定

ができない、そういうのではわれわれとしてはどうも納得ができない。その点について、大衆が参加しなければ公正な価格形成ができないということとがあれ、その証拠をあげてもらいたい。以上二つのことについて。

○説明員(内村良英君) まず第一に、大衆参加がなければ公正な価格決定ができないのはおかしいじゃないか、当事者間に取引を区切つたらどうかという御質問かと思ひます。そこで、申すまでもなく取引所には公正な価格形成以外にヘッジという機能がございまして、そこで第一の価格形成の問題でございまして、これは第一回のこの委員会のときに申し上げましたけれど、雑穀について、戦前小樽の取引所ができた前とそれから取引所ができてからあとというものの価格の動きを見てみました場合に、取引所のなかった時代のほうが価格変動が大きかったという歴史があるわけでございまして。さらに戦後小樽の取引所ができた時代には比べて変動の幅が小さくなっているということがございまして、そこでそういう条件から見ても、さらに現実の問題といたしまして、雑穀の取引に關係してあります集荷業者、あるいはアズキの加工を行なっている製菓業者、あるいは製あん業者というものがヘッジ機能で取引所を使っておるわけでございまして、ところが現在の状況から見ますと、そうした当事者だけに限るというところにいたしますと、たとえば買い占めが行なわれた場合においては価格が非常に上が、こういうことが起こるのじゃないか。そのときに大衆資金が導入されておりました、これに売っていくというようになりまして、価格が安定する、こういう機能がございまして、過去のいろいろな資料及び現在までの経験から見て、やはり当事者だけにこれを限るのはちょっと問題があるのではないかと、こういうふうと考えているわけでございまして。

○鈴木一弘君 もうあと一、二問で終わりますが、いまのお話ですが、砂糖のほうの取引を見て

いると、ほとんど当事者だけです。そこでは買い占めがあつて砂糖が暴騰したとか暴落したということはない。いわゆる砂糖の取引等は特に仲買人のほうを見ると、これは今回の法律改正でいわゆる純資産額などいろいろいわれても問題ないという状態です。ところが、それ以外のほうがこういうようなものが過当投機が起きているというところが考えられるのですが、私はいまの答弁だけでは非常に満足できないような感じがするのです。ですが、その大衆投機を、大衆参加というものを当事者だけに限つてやめさせるということがアズキでできないというところになれば、ヘッジのないところの注文については数量制限をする、そういうようなことは考えられないのかどうか。それによつて品質の占めを防止する、そういう方法をとれば、結局売買の委託者一人当たりの注文が制限されてきますから、そうすると商品の流通量によつてそれを小さくすることもできる、大きくすることもできる、そういう可能性があると思ひますが、そうなりますと、特別の人によつて相場が左右されて、わずかの幅のストップならストップでいいのですけれども、そうでなくて猛烈に上がつていってしまうというふうなことで、そういうようなことが防止されるのじゃないか、かえつて価格形成にいいのじゃないかと思ひますが、その点の考え方はいかがですか。

○説明員(内村良英君) いわゆる投機的な大衆参加と実際に取引所を利用するヘッジと分けたらどうか、すなわち一般の大衆参加の場合には数量制限をやる、ヘッジのものについてはこれは自由に数量制限なしにやらせる、こういうことは非常にそのほかのやり方として、たとえば委託証拠金をヘッジ力とそれからいわゆるヘッジでない投機力と分けるとか、いろいろなやり方があるわけでありまして、そこでわれわれとしてもいろいろとそうした面について検討は加えているわけでございまして、現実の問題として、それではヘッジ力といわゆる大衆参加力とをどうやって仕分けるのか、

たとえば倉荷証券でやるのかいろいろな手があるわけでございまして、そういう点につきましてもいろいろ検討はしております。検討はしておりますが、この改正が通つた場合、直ちにそういうようなことができるというところまで実は詰まっていらないわけでございまして。

○鈴木一弘君 だから大体そういう方向というのは考えているということですね。その点では了承しておきます。最後に、これは外務員の講習会テキストというのを見たのですが、この全国商品取引所連合会から出しているのを見ると、テキストがものすごくややこしいという点が多い。これで外務員の教育ができるかという点です。現場からたき上げている人も多かつたわけですが、そういう点から見ると、今度は外務員という点になると、全然わからない人もいろいろあります。その講習のテキストがこんなむずかしいものでいいのか、その点の行政指導は厳正にやっていた方がいいか、その点の考え方を伺つて私に終わりたいと思ひます。

○政府委員(熊谷典文君) どうもこの取引所關係の事務は非常に専門的になりまして、たとえば先ほど申し上げましたように、委託者に示します契約書にいたしまして非常にわかりにくい。またいま御指摘の外務員に対する講習のテキストも非常に専門的でわかりにくい。これはまあそういう高度な知識も必要でございますが、わからないものを幾ら講習いたしましても、これはわからないで終わるわけでございまして、これはわからないで終わるわけではございません。したがって講習期間をさらに延ばすとか、あるいはテキストの内容もだんだんわかりやすいものから積み上げていく、先ほど申し上げましたように、実際の訓練といひますか、勤務も加えていただくとか、もう少し実情に沿つた講習会なりあるいは指導方針に切りかえていきたい、その辺は十分われわれも努力をしてみたい、かように考えております。

ありますが、けさ新聞を見ておりましたら、最近雨が降らないので飲み水にも大体京葉地方一帯不足をするので、工業用水の地下水のくみあげをやらざるを得ないということについて大臣もこれに同意をしておられるような記事を見ました。朝日新聞であります。で明日本院の本会議では公害基本法の審議が始まるわけでありまして、この地下水の過度のくみあげが臨海地区、特に工業をたくさん持っている臨海地区の地盤沈下に非常な影響を持っているというところは、これもいまや定説であります。昭和三十四、五年でありましたか、ちょうどいまの佐藤総理が通産大臣のときでありましたが、この地下水のくみあげを規制するために、工業用水法の一部改正、それから建物の地下水の採取を規制するための工業用水法というものを制定いたしました。そしてこの地下水のくみあげを制限することによって地盤沈下を防止するという対策が講ぜられまして、私の大阪などのときは年間を通じて、工業用水、建物の地下水のくみあげが一億トン程度くみあげていたのでありますが、それを制限することにより、一方では工業用水道を普及することによって、ほとんど地下水のくみあげ禁止に近い状態になっております。そのために年間場所によりましては十五センチも下がっていましたが、私どものところでは十二センチくらい下がっていたのですが、昭和三十九年以來ほとんど沈下が停止をしておる状態になっております。これはビルあるいは百貨店等が地下水のくみあげをやめ、それから工業用水道が普及いたしました。この地下水のくみあげが強度に制限を受けましたためにこれはとまったものである、こういうふうに考えておるわけでありまして、ところが、このからつゆで雨が降らないものですから、どうも地下水のくみあげを許すとか緩和するとかいうようなことが通産省の御方針としてきまってきたように出ておりました。あるいはそうではなかったかも知れません。新聞に出ておるのであります、けさの新聞に。取引所法の一部改正で頭がいばいになっておる企業局長にこんなこと聞く

は、ちよつと気の毒なように思うのですけれども、明日から公害基本法の審議を始めようとしております。こういうことになっておるのでちよつと伺いたいのではあります。この京葉地帯で、一日でも年間でもいいのですが、地下水のくみ上げを一体どの程度やっておるか、それからそれに対して規制をする見地から、工業用水道の普及状況は一体どうなっておるか、将来の計画はどうか、こういうことをちよつとお尋ねをいたします。

○国務大臣(菅野和太郎君) 大阪の工業用水が不足しているというところは、実はきょう初めて承ったのであります。通産省のほうにもまだ報告は来ていないようであります。従いまして、地下水のくみ上げというようなことは全然聞いておりません。局長も聞いておられます。けさの新聞は神奈川県下の記事であつたかと、私もけさ拝見して、通産省云々ということが書いてあつたので、実は私もそういう地下水のくみ上げというような指令を出したかどうかということについて企業局長に聞いたのであります。全然知らぬということでありまして、詳細なことは局長からお答えさせます。

○政府委員(熊谷典文君) 私まことに申しわけございせんが、資料を持って参つておりませんので、京浜地区で地下水がどれだけ従来くみ上げられていたか、あるいは現在どのくらいくみ上げられておるか、またそれを押えるために工業用水をどれだけ普及したか、今後の見通しという資料は、後ほど早速届けさせていただきます。思いいます。ただ考え方を申し上げますと、御指摘のように、いままで通産省が工業用水の普及ということに力を入れたとしてもその出発点は、やはり地盤沈下を防ぐということにあらつたと思つて。現在のところは地域開発というふうな面から見て、工業用水の確保も必要でございますが、出発当初はそこに力点があつたわけでございます。最近御承知のように、工業用水の料金も、ある程度補助率も上げると同時に料金も上げて、工業用水

事業の健全なる発達をはかるということにいたしましたわけでございますが、この地下水、地盤低下地区につきましても、工業用水の料金も据え置いたという関係になっております。いいましますのは、いかにこの地下水のくみ上げ、地盤低下をわれわれも重要視しているかということのあらわれだろうと思つて。そういう意味合いにおきまして、現在御承知のように非常に水があらゆる面が不足しておるというの事実でございます。聞きますと、工業用水についてもあぶなくなつたということとは、私報告は受けておりますが、その対策として、すぐやはり地下水までくみ上げなければならぬのかどうか、そういう事態であるかどうかという問題は、やはりよほど慎重に考えまないと、問題が起きようかと思つて。それからまた地下水をくみ上げるのが一つの対策といひましたも、その簡単にできるものかどうか、その期間がどの程度にわたるのかどうかということも、相当やはり真剣に検討した上でなければ踏み切れなれないと思つて。そういう意味合いにおきまして研究しておると思つて。私聞いておりません。実際の政策をやります場合、十分慎重に配慮してまいるつもりでございます。

○榊原夫君 これは通産大臣にも局長にもちよつとお話しておかぬやいかぬのですが、大体東京、それから横浜から千葉にかけてですが、相当工業が最近特に集中してきておるわけですが、東京都など、ずっと本所、深川のはうはゼロメートル地帯になっておるにあらわらず、関西の京阪地区に比べまして、これまであまり水をかぶつた歴史がないものだから、案外役所もこのことについてびんと来ないのです。大体工業というのは、ただの水——地下水が一番安い。水が不足したからこれから井戸を掘って使うというのではなくして、工業用水道ができませんまでは、大体冷却用の水というものは、建物の雑用水なんというものはほとんど地下水なんです。地下水をくみ上げておつた。そこで年々沈下していく状況を克明に調べ、そうしてこれだけ年々地盤が沈下しておるといふ

ことで、この三十四、五年のころに二つの法律の制定、改正が実は行なわれたのでありますけれども、あんまり水をかぶつた経験がないものだから、わりあい東京都だつて通産省だつて危機感がない。その節に私も申し上げたのですが、全部で私は六回床上浸水の経験を持っているものですから、特に当時申し上げて法律の制定に協力したいたわけですが、大阪のほうは、いま臨海地区は地盤沈下がなくなった、工業用水が普及したから。この上町台地の——大阪城のございます上町台地をこえた山側の東大阪府でありますとか、あるいは大東でありますとか、豊中方面の新しい山に近い工業地帯のほうで地下水のくみ上げが行なわれておりますために、地盤沈下の地域が移動しているのではありません。そういう経験にかんがみまして、私は東京なり千葉海岸地区の工業が、熊谷局長のお考えでは、何か水が不足したのでこれからくみ上げることを言つてきても許可しないで済むかのごとき考え方をしておられるようですが、本来工業というものは、地下水をくみ上げてやつておつたが、それは工業用水道を布設してあげるからこういうものはやめなさいということにならなければいけません。ですから私は、工業用水道の普及の状況、現に地下水を一体一日でもいい、年間でもいい、どのくらい程度のくみ上げをやっているかということを、これは真剣にひとつ考えてみなければならぬと思つて。これは熊谷さんや菅野さんは、これをよく御存じのはずでございますけれども、年間を通じて、水をよけいに使う夏分には沈下がひどいのですが、冬分になりますと沈下が緩慢になる。しかも正月の元日、二日、三日という工業が停止いたしますときには、ほとんど地盤沈下に動きがないのであります。そういうふうな敏感に地下水のくみ上げということが地盤沈下に響いているデータがちゃんとできています。そういうものを東京都は少なくともこの七、八年前まではやつていなかった、名古屋でもやつていなかった、伊勢湾台風をかぶつて、初めてこの名古屋なり四日市などでも

これを真剣に考え出した。そういう何から考えますと、けさおきめになったことはないというのですけれども、新聞を見て、私はどうも通産大臣には——地元ではちゃんとこれはできめんに効果を發揮しているのに。書いてありますよ、その新聞に。熊谷さんも通産大臣も、こういうことではほんとに——もしそうでなければいいのですけれども、こういう水の不足した場合には、地下水を全面的にくみ上げ禁止をするくらいの決意をもって、工業用水道の普及拡張、国としての援助ということについて真剣に私は取り組んでもらいたい。こういう気がしたものですから、きょうは特にあなたのおつかれのところを気の毒ですけれども、お尋ねいたしておきます。

○政府委員(熊谷典文君) 地下水のくみ上げ問題については、先ほど申し上げましたように、十分慎重に配慮してまいりたいと思います。なお、それをできるだけ少なくしていきますためには、おっしゃるとおり工業用水道の普及が大事であります。本年度の施策といたしまして、工業用水事業もなかなか水源が遠くなっているというふうな関係もございまして、非常にむずかしくなっています。遠い水源地につきましては補助率をアップするとか、その他の面につきましても一律に補助金をアップするというような措置によりまして、できるだけ必要な面の水は確保するという施策を、料金値上げと一緒にこしも前向きな姿勢をとっているわけでございます。したがって、まだ不十分な点はあろうかと思いますが、できるだけ御趣旨に沿って、われわれとしては努力していくつもりであります。

なお、資料の点につきましては、後刻提出いたしたいと考えます。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は本日のところこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

第三号中正誤

- ベシ 段行 誤 正
- 四二 九 まん
- 五二 補償額
- 二〇 補償料
- 九
- 四〇 ウエートと
- 五五 ウエートを

第五号中正誤

- ベシ 段行 誤 正
- 三四 再ぶ
- 七 再び

第六号中正誤

- ベシ 段行 誤 正
- 一二 研究
- 七 研究所
- 二 発走
- 六 発足

第七号中正誤

- ベシ 段行 誤 正
- 四二 指導
- 四 指導と
- 八一 億わずか
- 四二 億とわずか
- 四二 課題
- 課税
- 決意
- 決議
- 二四 親企業を益金を
- 親企業にそれを

第八号中正誤

- ベシ 段行 誤 正
- 二 ほとんど
- 四 ほとんど
- 三 害する

昭和四十二年六月二十二日印刷

昭和四十二年六月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局